

品川区学校支援地域本部事業実施要綱

制定 平成 28 年 3 月 31 日 教育長決定 要綱第 26 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日 教育長決定 要綱第 8 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日 教育長決定 要綱第 7 号
改正 平成 31 年 3 月 28 日 教育長決定 要綱第 9 号
改正 令和 2 年 3 月 17 日 教育長決定 要綱第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区学校支援地域本部事業（以下「地域本部事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 地域本部事業は、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、地域住民等の学習成果の活用機会の拡充および地域の教育力の活性化を図る。

(学校支援地域本部)

第 3 条 地域本部事業を実施するにあたり、校区教育協働委員会（以下「協働委員会」という。）を設置する品川区立小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校」という。）に学校支援地域本部（以下「地域本部」という。）を設置する。

- 2 地域本部を設置する学校および名称は、別表のとおりとする。
- 3 地域本部は、学校地域コーディネーター、アシスタントコーディネーター、学校支援ボランティアおよび学校関係者をもって構成する。
- 4 地域本部は、協働委員会における学校支援活動等の企画・調整に基づき、学校の求めに応じて、以下の学校支援活動等を実施する。
 - (1) 授業の補助に関すること。
 - (2) 部活動の指導に関すること。
 - (3) 図書の整理および読み聞かせに関すること。
 - (4) 花壇および樹木の整備等の校内の環境整備に関すること。
 - (5) 登下校時における子どもの安全確保に関すること。
 - (6) 学校行事の運営支援に関すること。
 - (7) 地域の人材や教材、ICTの活用等による地域と学校の連携・協働による

学習支援を行う取組に関すること。

(8) 地域本部および協働委員会の活動状況の広報に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関すること。

(学校地域コーディネーター)

第4条 学校支援活動等の実施に関して総合的な調整を行うため、各地域本部および教育委員会事務局指導課に、学校地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

2 コーディネーターは会計年度任用職員とし、その任用、分限、服務、報酬等は、別に定める。

3 コーディネーターは、学校および地域の現状を十分に理解し、職務の遂行に必要な知識・能力を有する者のうちから、選考により、教育委員会が任用する。

4 コーディネーターの任用期間は、年度を単位とし、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 各地域本部のコーディネーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校支援活動等の実施に関する総合的な調整に関すること。

(2) 学校と学校支援ボランティア等との連絡・調整に関すること。

(3) 学校と地域との連絡・調整に関すること。

(4) 学校と協働委員会との連絡・調整に関すること。

(5) 学校の支援ニーズの把握に関すること。

(6) 学校支援ボランティア等の募集、登録および配置に関すること。

(7) 活動プログラムの企画に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、各地域本部の活動の円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項に関すること。

6 教育委員会事務局指導課のコーディネーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーター間の連絡・調整に関すること。

(2) コーディネーターの確保・人材育成に関すること。

(3) 各地域本部の効率的な活動体制の構築支援に関すること。

(4) 各地域本部の活動の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、各地域本部の活動の円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項に関すること。

(アシスタントコーディネーター)

第5条 学校支援活動等の実施に関して調整を行うため、各地域本部にアシスタントコーディネーターを配置することができる。

2 アシスタントコーディネーターは、学校および地域の現状を十分に理解している者のうちから、学校の校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。または、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 アシスタントコーディネーターの委嘱期間は、年度を単位とし、1年とする。ただし、教育委員会教育長が特に必要と認めるときは、更新することができる。

4 アシスタントコーディネーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校と学校支援ボランティア等との連絡・調整に関すること。
- (2) 学校と地域との連絡・調整に関すること。
- (3) 学校と協働委員会との連絡・調整に関すること。
- (4) 学校の支援ニーズの把握に関すること。
- (5) 学校支援ボランティア等の募集、登録および配置に関すること。
- (6) 活動プログラムの企画に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、各地域本部の活動の円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項に関すること。

5 アシスタントコーディネーターに対する謝礼は、毎年度予算で定める1時間当たりの単価に、前号に規定する活動時間を乗じて得た額とする。

(学校支援ボランティア)

第5条 地域本部は、保護者および地域住民等がボランティアとして学校支援活動等を行うため、学校支援ボランティアを募集し、登録する。

(守秘義務)

第6条 コーディネーター、アシスタントコーディネーターおよび学校支援ボランティアは、その職を退き、委嘱を解かれ、または活動を終了した後も含めて活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(支援活動評価)

第7条 地域本部は、学校支援活動等の自己評価を行い、評価結果を協働委員会に報告するものとする。

(研修)

第8条 教育委員会は、コーディネーター、学校関係者等に対して、学校支援

活動等の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、コーディネーターの資質向上を図るための研修等を実施する。

(経費)

第9条 地域本部事業の実施に要する経費は、予算の範囲内で別に定める。

(庶務)

第10条 地域本部事業の庶務は、教育委員会事務局指導課が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域本部事業の実施に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成30年3月28日)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和2年3月17日)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

名 称	学 校 名
城南小学校学校支援地域本部	品川区立城南小学校
浅間台小学校学校支援地域本部	品川区立浅間台小学校
三木小学校学校支援地域本部	品川区立三木小学校
御殿山小学校学校支援地域本部	品川区立御殿山小学校
城南第二小学校学校支援地域本部	品川区立城南第二小学校
第一日野小学校学校支援地域本部	品川区立第一日野小学校
芳水小学校学校支援地域本部	品川区立芳水小学校
第三日野小学校学校支援地域本部	品川区立第三日野小学校
第四日野小学校学校支援地域本部	品川区立第四日野小学校
大井第一小学校学校支援地域本部	品川区立大井第一小学校
鮫浜小学校学校支援地域本部	品川区立鮫浜小学校
山中小学校学校支援地域本部	品川区立山中小学校
立会小学校学校支援地域本部	品川区立立会小学校
浜川小学校学校支援地域本部	品川区立浜川小学校
伊藤小学校学校支援地域本部	品川区立伊藤小学校
鈴ヶ森小学校学校支援地域本部	品川区立鈴ヶ森小学校
台場小学校学校支援地域本部	品川区立台場小学校
京陽小学校学校支援地域本部	品川区立京陽小学校
延山小学校学校支援地域本部	品川区立延山小学校
中延小学校学校支援地域本部	品川区立中延小学校
小山小学校学校支援地域本部	品川区立小山小学校
大原小学校学校支援地域本部	品川区立大原小学校
宮前小学校学校支援地域本部	品川区立宮前小学校
源氏前小学校学校支援地域本部	品川区立源氏前小学校
第二延山小学校学校支援地域本部	品川区立第二延山小学校
後地小学校学校支援地域本部	品川区立後地小学校
戸越小学校学校支援地域本部	品川区立戸越小学校

旗台小学校学校支援地域本部	品川区立旗台小学校
上神明小学校学校支援地域本部	品川区立上神明小学校
清水台小学校学校支援地域本部	品川区立清水台小学校
小山台小学校学校支援地域本部	品川区立小山台小学校
東海中学校学校支援地域本部	品川区立東海中学校
大崎中学校学校支援地域本部	品川区立大崎中学校
浜川中学校学校支援地域本部	品川区立浜川中学校
鈴ヶ森中学校学校支援地域本部	品川区立鈴ヶ森中学校
富士見台中学校学校支援地域本部	品川区立富士見台中学校
荏原第一中学校学校支援地域本部	品川区立荏原第一中学校
荏原第五中学校学校支援地域本部	品川区立荏原第五中学校
荏原第六中学校学校支援地域本部	品川区立荏原第六中学校
戸越台中学校学校支援地域本部	品川区立戸越台中学校
日野学園学校支援地域本部	品川区立日野学園
伊藤学園学校支援地域本部	品川区立伊藤学園
八潮学園学校支援地域本部	品川区立八潮学園
荏原平塚学園学校支援地域本部	品川区立荏原平塚学園
品川学園学校支援地域本部	品川区立品川学園
豊葉の杜学園学校支援地域本部	品川区立豊葉の杜学園